

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

### 意見陳述要旨

令和3年3月8日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	三品 純

裁判所におかれましては、証拠で示された事実と法律によって判断して頂くようお願いいたします。当たり前のことをあえて言わないといけないのは残念ですが、被告らはいままで、部落問題に関することは、印象と感情、政治的判断で裁かれることを何度も見てきました。無論、そうではないこともあります。例えば大津地方裁判所では石原稚也裁判官が、東近江市が非公開とした同和地区施設の一覧について、条例に書かれていることだからと全面公開しました。原告らはなぜかそのことには全く触れずに、被告宮部が情報公開訴訟で負け続けていると言います。しかし現実には、裁判所にとって部落問題は率直なところやっかいな問題であると思います。

結論ありきで理由を後付けすれば、多くの人はそのことに気が付きます。裁判所が信頼されているから判決が正しいのではなく、裁判所が正しい判断をしてこそ裁判所が信頼されるのです。

部落問題に関係することについて行政も政治も司法も国民から疑いの目で見られています。同和と言えば優遇されているのではないか、同和が関係すれば犯罪も不正も見逃されているのではないか。そのように国民が考えることもある意味偏見だし、部落差別なのかも知れません。しかし、今に至るまで各機関はそれらの不信を否定するどころか、「ああ、やっぱりそうだった」と国民に思わせるようなことを繰り返しています。

日本は法治主義で、公務員は法律に従って適切に職務を行っていると国民が信じて、後で述べるようにそれを裏切るような行為が何年も放置されます。公務員全般が持っている「同和」に対する恐怖感は尋常なものではありません。

日本は民主主義の国と信じて、部落問題が関係すれば平気で情報が隠蔽されるし、議論すら許されない現状があります。今となっては、部落問題は決して国民が部落に対する偏見を持つから起こっているものではなく、政府が国民からの信頼を幾度となく裏切ってきたために起こっているものです。

そして、本訴訟は部落解放同盟という政治的団体と、被告らの問題です。いわゆる部落民全般は何の関係もありません。当事者とかマイノリティと言った言葉がありますが、出自で人の考え方は変わりません。出自が違って正しいことは正しいし、おかしいことはおかしいという感覚は変わりません。原告らは解放同盟という政治的団体の一員という偏った立場で主張しているのであって、部落民の代表でも何でもありません。全国部落調査によれば全国の部落住民は当時でも約百万人。解放同盟の会員はどれだけ多く見積もってもそのうち何%かに過ぎません。特別視せずに、他の問題と同じように判断すればよいだけです。

さて、本人尋問で嫌がらせの郵便物を受け取ったと主張した伊賀市八幡支部長、三重県連委員長、中央執行委員の原告松岡克己のことについて、特に重要な事項を触れておきます。原告松岡は地元部落住民から徴収した、公営住宅敷地の駐車場料金

を支部の決算に計上せずに、何百万円単位で自分の個人口座に入れていました。そして、去年まで伊賀市の嘱託職員をしていましたが、勤務中に解放同盟の活動をし、さらにはヒューリアみえの人権大学の講師の報酬を得ていました。今年1月末頃に私がそのことを伊賀市に指摘したら、原告松岡は2月5日に勤務記録を訂正して報酬を返還しました。二重報酬で不当利得を受け取ったと認めたのです。

八幡地区は歴史的に低所得者層が多い地域で、そのような地域の住民を食い物にした原告松岡の行為は極めて悪質です。何年も前に地元住民が中央本部に告発したのに何も処分がされていないと聞いています。このような話が私の耳に入る時点で、どれだけ解放同盟が住民から恨まれているか分かるでしょう。そのことに自覚があるのかなのか分かりませんが、原告松岡は法廷に出てきて自分への嫌がらせを、何の証拠もなしに被告らが原因であるかのように言いました。

これは一個人の問題ではありません。幹部クラスがこのようなことをしているなら、解放同盟全体に同様の行為を認める土壌があると思えません。本人尋問では部落の地名が伏せられ、部落の地名を冠した解放同盟支部の名前を言うことも拒否する原告が相次ぎました。部落に住んで部落の地名を冠した団体の役職につけば、何をやっても名指しで批判されないのでしょうか。不正をやるにあたって、部落の地名が隠れ蓑として働いていないのでしょうか。

その三重県では県庁所在地の津市で6年以上前から市役所の職員が、人権担当職員を中心に一自治会長によって私物化されていた、異常な実態が被告らの調査で明らかになり、先月ついに自治会長が逮捕されました。今まさに検索すればネットニュースが出てくるし、「同和とかどうのこうの言うたなお前」「全国の同和連れてきたるもんでな」等と市役所の庁舎内で自治会長らが恫喝している音声等を証拠として提出している通りです。当該地域が同和地区であることは地元でも有名で、行政への不信が広まっています。この事件について解放同盟三重県連は6年以上異常な実態があったの

に見過ごしてきたし、事件が発覚した今でも何の対応もしていません。

原告松岡が三重県でやっている部落解放運動とはいったい何なのでしょう。面倒な問題に対しては見て無めふりをする一方で、弱い立場の同和地区の住民を食い物にし、公金をかすめ取ってきただけなのではないでしょうか。被告らが間違っているというのであれば、名誉毀損で訴えればいいですし、証拠があるのだからいくらでも対応します。原告松岡が黙っているなら、事実だということなのでしょう。

さて、部落解放同盟関係人物一覧について、被告らの仕業のようにあちこちで広められています。あれは被告らが投稿したものではありません。Wikiは誰でも自由に書いたり消したりできるサイトで、日々膨大な情報が書き込まれる中、そこに誰かが投稿したものです。原告らも書いたり消したりできたし、プロバイダ責任制限法によって削除要請ができたものです。それらの措置をせずに、いきなり訴訟を起こしたのは、訴訟にするためにわざと放置していたものと思えません。

ただ、それよりも重要なのは全国部落調査の公表の是非です。双方にとっては、これが最も重要な問題で、他の事項は些末なことと言っても過言ではありません。

全国部落調査について、とりあえず仮処分で出版禁止がされていますが、その理由も、本裁判で原告が主張している論理も、矛盾だらけです。

部落の地名を公表するのは人格権侵害だと言いながら、部落解放同盟は部落の地名が書かれた出版物を過去に何度も出しています。それどころか、一部の原告は本人尋問で、教育現場で自らが部落出身だと言わせるようなことがあったことを自白しています。自主的にやったものと原告らは言い訳しますが、小中学生にまでやらせておいて、自主的にやったというのは信用できないでしょう。

全国の地名リストだからだめだというのであれば、例えば都道府県や市区町村単位

ならいいのでしょうか。それに、一部の抽出まで禁じるという趣旨の請求は矛盾しています。

同和事業が行われた部落では明らかにそれと分かる隣保館等の同和対策施設が建設され、今でも多く残っています。これらは「顔面に入れた入れ墨」と同じです。そのような部落の地名を公表するなど言うのは、顔面に入れ墨を入れた人が、自分の顔に入れ墨があると公言するのは人格権侵害だと言っているようなものです。

当初から原告らは、自らを被差別部落出身者だと言ってきましたが、陳述書によれば部落出身でないと認めている原告もいるし、片岡副委員長に至ってはそんなことは関係ないという趣旨のことを言い始めています。

原告らが部落出身かどうか関係ないのであれば、この裁判は誰が誰の人格権を守るためものものなのでしょうか。対等な立場の国民同士が、中立的な情報について、その公表の是非を裁判所に判断してもらおうというのは明らかにおかしなことであると、法律の専門家ではない被告らでも分かります。強いて言えば、立法府でやるべきことでしょう。

あくまで部落出身という立場にこだわるなら、もっとおかしなことになります。司法の場で、原告が部落出身かどうか一人ひとり判断するのでしょうか。そうであれば、江戸時代に奉行所がお白州で一人ひとりの身分を改めることと何も変わりません。何と言いついしよう、現憲法下の司法が絶対にやってはいけないことのはずです。

また、部落を特定するような情報、あるいは部落差別を助長すると見なされるような情報について、全国の、いわゆる部落民に当事者適格があるとすれば、想像を絶するようなことになります。まさに「全国の同和連れてきたるもんでな」、という荒唐無稽な脅し文句を司法が具現化するようなことになります。だから、過去の判例では集団に対する名誉毀損や人格権侵害といったものは認められていません。部落だから認められるというのであれば、まさしく特権です。そうなってしまえば、人々は余計に部落民を自称

するような人には関わりたくなくなるし、部落問題について語ることもしたくなくなるでしょう。

原告らは陳述書で部落差別が存在する、あるいは部落差別を受けたと主張しますが、それがなぜ全国部落調査を出版禁止にすることと関係があるのか何も説明されていません。むしろ解放同盟の支部を結成し、同和事業を要求したことで、行政にも周囲にもそこは部落であるということが広められており、解放同盟員である原告らがそのようなことを主張するのは欺瞞に満ちています。誰よりも部落の存在を周囲に主張している原告らが、特別視され、不利益を被ったと言っても、それは各原告の個人的な事情か、それぞれの地域の事情に過ぎません。それらがあたかも国民全体の問題かのように言って、無関係な人を巻き込むのは許してはなりません。立ち止まってよく考えてみれば、原告らがことさら被差別者だとする根拠ははっきりしないし、何の落ち度もない多くの国民を、差別に加担しているかのように貶める根拠も見出すこともできません。

なぜ原告らが矛盾に矛盾を重ねないといけないのかというと、これが実質的には政治的な問題であるからです。そして、人権問題ではなく利権問題です。権利と利権の違いは、権利は誰にでも公平にあるものですが、利権は一部の人々の特権です。政治的団体である解放同盟が部落問題についての議論や情報全般を支配する特権を得たい、他人から批判されたくない。それだけなのです。

一団体の政治的都合で、公的機関を使って、どうにかして意見が異なる人に差別者のレッテルを貼って黙らせるか。もはや人権とは関係なく、むしろ民主主義を否定するような試みです。

さて、今回は対象となる情報が正確であり、信憑性の高いものであるからこそ問題とされています。全国部落調査について、そこに記載されている地名が歴史的な意味で

本当に部落であるかどうかはともかく、少なくとも当時の公的団体により部落と見られていた地域を含む地名が掲載されています。

多くの場合、名誉毀損や人格権侵害が争点となる裁判では、情報が虚偽であるということが問題とされますが、本件訴訟はそれとは正反対だという意味で、特異な裁判です。もし全国部落調査がいい加減なものであれば、現実の問題として、このような裁判が提起され、ここまで長期に及ぶことはなかったでしょう。いい加減なものであれば原告らがここまで労力をかけて集団訴訟をする必要はないし、裁判所も地名が人格権に属すると言った挑戦的な判断を検討しなくてもよいはずです。

とても残念なことです。部落問題について真理を追求するという行為が大変危険なことであることが証明されてしまったと思います。本件訴訟で意見書を提出した阿久澤麻理子大阪市立大学教授のように、ろくに歴史的事実を調べず、運動団体の意向に沿った結論ありきの論文だけ書いておけば、どれだけ楽なのか分かりません。

原告らは、全国部落調査は差別にしか利用できないと主張していますが、そのような主張は既に破綻しています。いくつも証拠を提出している通り、全国部落調査は部落問題に関する書籍や学術論文から過去に何度も引用されています。

そして、最近ではハーバード大学法科大学院のマーク・ラムザイヤー教授が2017年9月に発表した「日本におけるアウトカースト政策と組織犯罪：属人給付廃止の効果」という論文で、まさに被告宮部が公表した全国部落調査が利用されています。この論文では、同和事業が部落に反社会的勢力を引き寄せていたことが明らかにされています。

全国部落調査は、まさに日本の歴史と福祉政策を研究する上で第一級の資料です。これを出版禁止にすることは、日本の学術研究の損失です。もし原告らの主張が認められれば、原告らの政治的主張に反する研究、例えば同和事業についての批判

的研究は日本国内ではできなくなり、全てラムザイヤー教授のような外国の研究者に功績を持っていかれることになるでしょう。これは学問の自由の侵害以外の何物でもありません。

影響は部落問題だけに及びません。日本の歴史、地理・地誌の研究は甚大な損害を受けるでしょう。単に全国部落調査にあるように部落は非常に多数存在し、歴史や地理を研究する上でそれらは避けることができないというだけではありません。地名が個人の人格権に結びつくというような考え方がまかり通れば、歴史学者、地理・地誌学者は常に訴訟のリスクに怯えることになります。

これは突拍子もない話ではなく、ある研究が誰かにとって政治的に都合が悪いと判断された場合、あるいは研究者同士の妬みといった争いが起こった場合に、人格権ということが弱い立場の研究者を攻撃するための格好の材料となることは目に見えています。地名を避けて歴史や地理の研究はできないし、部落問題に関係なくても、ある地域にとってマイナスになるような記述、何か特定の身分に結びつくような記述があれば、いくらでも言いがかりをつけることができます。

解放同盟の方々が「宮部は同和事業の恩恵を受けた住民を妬んでいるのだ」というようなことを言っているのを目にすると哀れに感じます。解放同盟も同和事業も決して部落に利益をもたらしていません。解放同盟に対する恐怖感は部落の住民にとっても変わらないですし、原告松岡の地元のように解放同盟に食い荒らされてしまった部落が複数あります。そのような現実を見て哀れんだことはあっても、妬んだことなど一度もありません。圧力団体に食べ物にされている人々を妬ましいと思う人など、いないのではないかと思います。

解放同盟員の方々、傍聴者の方々、出来れば裁判官の方々も、ぜひ実際に全国各地の部落を訪れて頂ければと思います。同和地区指定された部落、解放同盟が組織

された部落、同和会など他団体が組織された部落、そして何もやらなかった部落。訪れれば訪れるほど発見があります。現実を見て、考えることは、問題の正しい認識を広め、問題の解決を早めることはあっても、差別や偏見を広げることは決してありません。

もう何十年もの間、人々は部落問題について自由な議論をする機会を奪われ、時には間違った知識を植え付けられてきました。これは洗脳です、そして抑圧です。全国部落調査を多くの人が活用し、部落の正確な現状が研究され、より多くの人が洗脳から解放されることを望みます。

以上